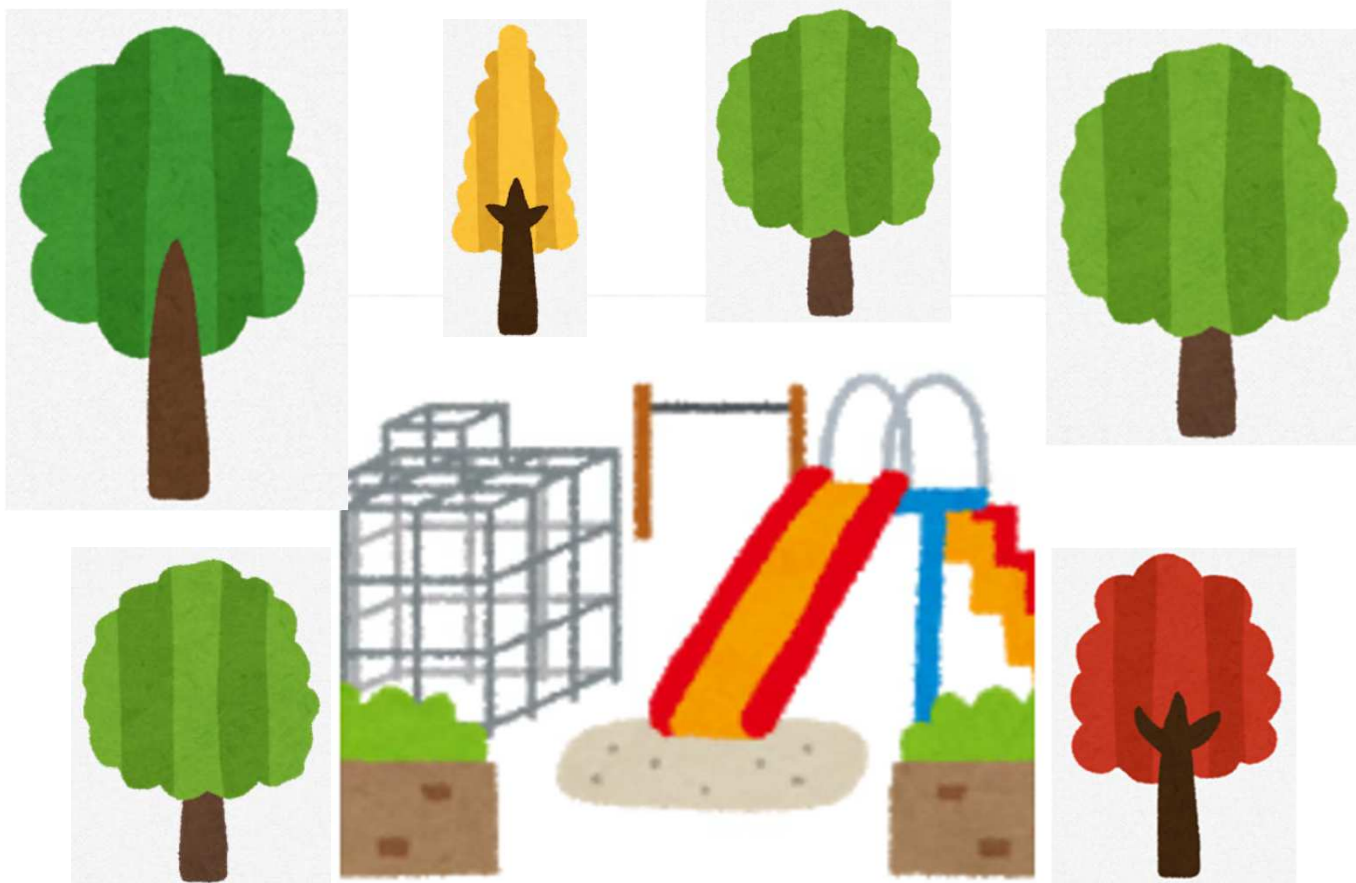


公園愛護会の手引き



安城市公園緑地課
令和7年度



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

【公園愛護会について】

安城市には、市が維持管理を行っている都市公園が108※あります。

公園は、豊かな地域づくりに資する交流の空間として、スポーツやレクリエーション、また、子どもたちの遊びの場、時には防災など、さまざまな形態で市民の皆様が安心して利用していただく公共の憩いの場です。

公園を安全安心に利用していただくための維持管理業務は、市の管理だけではなく、地域の皆さまのご協力が不可欠です。

安城市では、維持管理業務の一助と公園への愛護意識の高揚を目的として、昭和55年に公園愛護会が発足し、現在107団体※の公園愛護会があり、約17,130人※の愛護会の会員の皆様が公園愛護活動を行っています。

(※令和6年度末現在)

皆様の愛護活動によって、市民の皆様が、安全安心に気持ちよく公園を利用していただいています。



【公園愛護会とは】

安城市では公園愛護会について、地域住民が協力して都市公園の愛護活動を行うための必要な事項を「安城市公園愛護会要綱」で定めています。この要綱では、愛護会の目的を「公園管理の円滑化及び環境美化の推進を図り、あわせて公園愛護意識の高揚を図ること」としています。

また、公園愛護会とは、町内会、自治会、子ども会、老人クラブ等の5人以上で構成される団体で、下記の活動を行うものと定めています。

- (1) 公園の清掃を毎月1回以上実施すること。
- (2) 公園の除草を年3回以上実施すること。
- (3) 公園施設の異常を発見した場合に連絡をすること。
- (4) 公園花壇等の手入れをすること。
- (5) その他公園の愛護に関し必要な活動

適正な愛護活動のため、年度のはじめに年間活動計画書を提出していただいています。



【公園愛護会年間スケジュール】

～前年度～

3月末：前任代表者より活動事務の引継ぎ
前年度分の下期（10月～3月）の公園愛護活動
の実績報告書の提出（写真添付）
次年度の代表者の届け出
次年度の報償金振込の通帳の写しの提出
次年度の事業計画書の提出
ゴミ袋調査票の提出

～活動する年度～

4 月：上期の愛護活動開始
1ヶ月に1回以上、清掃を団体活動として行ってください。
また、年に3回以上、除草も行ってください。
※活動状況の写真を忘れずに記録してください。

5 月：前年度下期の報償金振込

3月に提出いただいたゴミ袋の希望数を代表者様宅へお届け

9月末：上期（4月～9月）の公園愛護活動実績報告書の提出（写真添付）

10月：下期の愛護活動開始

11月：当該年度の上期の報償金振込



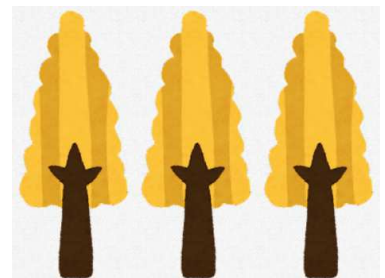
【公園愛護会 Q&A】

Q 愛護活動は具体的に何をすればよいですか。

A 各公園愛護会で決められた活動範囲の清掃を月に1回以上と、年間3回以上の除草作業をお願いします。雨天等で活動を延期した場合は、月内の振替をお願いします。
その他の活動については、2ページを参照してください。

Q 愛護活動する範囲を知りたい。

A 街区公園は基本的に1公園1愛護団体で公園の敷地全域が活動範囲ですが、地区公園等のような大きな公園は1つの公園で複数の愛護会団体が活動しています。
各愛護会の活動範囲が決まっていますので、不明な場合は公園緑地課までお問い合わせください。



【公園愛護会 Q&A】

Q 市からの愛護活動の報償金はいつ振り込まれますか。

A 各公園愛護会の報償金は活動実績に基づき、1年間の報償金を2回に分け、上期の報償金を11月下旬に、また、下期の報償金を翌年5月下旬にお振込みします。

Q 愛護活動のための道具を更新したいが、道具の再支給はあるか。

A 愛護会の設立の際に道具一式をお渡しした後は、道具の支給はしていません。報償金で購入していただきますようお願いいたします。



【公園愛護会 Q&A】

Q 愛護活動で出たごみのゴミ袋の回収について

A 活動後、市役所開庁時間内に公園緑地課までゴミ袋の個数と、どこにゴミ袋を置いてあるかをご連絡ください。

ゴミ袋は市が回収して、活動実績の参考として個数を記録しています。

ただし、公園愛護活動での活動で出たゴミだけを回収しますので、町内会一斉清掃やその他の活動での実施後のゴミは回収できませんのでご注意ください。



【公園愛護会 Q&A】

Q 会員が減って4名になってしまった。

A 愛護会は5名以上で構成される団体が条件となります。できでしたら会員を追加募集していただき、活動の継続をお願いしたいところですが、難しい場合は代表者様に「廃止届」を提出していただき、会は廃止となります。



Q 愛護活動中にけが等をした。

A 市が加入している「安城市ふれあい補償制度」が適用される場合がありますので、公園緑地課までお問い合わせください。

ふれあい補償制度を利用する際は、けが等の発生から原則2週間以内の申請が必要です。また、申請の際に、愛護会の会員名簿や年間行事予定表などの書類提出が必要となりますので、予め作成しておくことをお勧めしています。

なお、病院にかかった場合は、その領収書もしくは明細書が必要となりますので、保管をお願いします。



【公園愛護会 Q&A】



Q 市が公園の除草をする日を教えてほしい。

A 安城市の都市公園の除草はシルバー人材センターと業者が年3回実施しています。
シルバー人材センターの除草日程は決まり次第、実施する公園愛護会の代表者様にご連絡しています。

業者の除草日程は実施直前までわかりませんが、お知りになりたい場合は公園緑地課までお問い合わせください。

特に夏の草が伸びる時期は、業者等が行う除草時期を考慮して愛護会で適正な時期に除草をしていただきますようご協力をお願いします。



【公園愛護会 Q&A】

Q 愛護会の活動区域で工事が行われる。

A 工事区域が愛護会の活動区域と重なる場合は、愛護活動の安全確保のため、活動を一時的に停止していただくことがあります。

停止期間中に活動ができなかった期間分の報償金は支払われませんので、ご理解をお願いします。

なお、工事後に愛護会の活動範囲の面積数が変更になった場合は、年間の報償金も変更となります。



【公園愛護会 Q&A】

Q ゴミ袋がなくなってしまった

A ゴミ袋は年度当初に300枚を上限にお渡ししていますが、なくなった場合は、追加でお渡しします。お手数ですが公園緑地課窓口（市役所北庁舎4階窓口No.86）までご連絡の上、取りに来てください。

その他、不明な点はお気軽に
公園緑地課 花とみどりの係
(TEL 0566-71-2244 / 直通)
までお問い合わせください。



M E M O

安城市都市整備部
公園緑地課 花とみどりの係
市役所北庁舎4階窓口No.86
電話 71-2244 (直通)
E-mail koen@city.anjo.lg.jp



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**